

特定健診等実施計画(第2期)

酒田市国民健康保険

平成25年3月 策定

このページは白紙です

も く じ

計画策定にあたって	1
I 特定健診等に関する基本的な事項	2
1 背景	2
2 特定健診等の基本的な考え方	2
3 特定健康診査・特定保健指導の定義	2
(1) 特定健康診査	2
(2) 特定保健指導	2
II 酒田市国民健康保険の現状と特徴	3
1 酒田市の現況及び国民健康被保険者の健康の状況	3
2 酒田市（国民健康保険被保険者）の特定健康診査・特定保健指導の実施状況	3
(1) 特定健康診査実施率	3
(2) 特定保健指導実施率	4
3 酒田市（国民健康保険被保険者）のメタボリックシンドロームの状況	5
III 達成しようとする目標	6
1 特定健康診査・特定保健指導の実施に係る目標	6
IV 特定健康診査等の対象者数	6
1 特定健康診査の対象者数	6
(1) 国保加入者数の推計	6
(2) 実施対象者数、実施目標人数	6
2 特定保健指導の対象者数	8
(1) 特定保健指導対象者数及び実施目標人数	8
V 特定健康診査等の実施方法	11
1 特定健康診査	11
(1) 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間	11
① 実施場所	11
② 実施項目	11
③ 実施時期（期間）	12
(2) 外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、 健診委託単価、自己負担額	12
① 外部委託について	12

②	委託契約の方法	12
③	健診委託単価	12
④	自己負担額	12
(3)	周知や案内の方法	13
(4)	事業主健診等他の健診受診者の健診データを、 データ保有者から受領する方法	13
(5)	実施に関する毎年度の年間スケジュール	13
2	特定保健指導	14
(1)	実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間	14
①	実施場所及び対象者	14
②	実施項目	14
③	実施時期	15
(2)	外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、 代行機関の利用	15
①	外部委託について	15
②	委託契約の方法	15
③	特定保健指導委託単価	16
④	自己負担額	16
(3)	周知や案内の方法	16
(4)	特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法	16
(5)	要保健指導者の優先順位・支援方法	18
VI	個人情報の保護	18
VII	特定健康診査等実施計画の公表・周知	18
VIII	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	19
1	評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に 基づく計画の見直しに関する考え方	19
IX	その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために 保険者が必要と認める事項	19

■ □ ■ 計画策定にあたって ■ □ ■

平成20年4月の医療制度改正により、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳の被保険者に対して、メタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施が、各医療保険者に義務付けられた。

これにより、各医療保険者は、国が策定する特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに、5年を1期として、特定健康診査等実施計画を定めることとされた。

本市では、平成20年度から平成24年度を計画期間とする「特定健診等実施計画」を策定して特定健診及び特定保健指導を実施してきたが、最終年度を迎え平成25年度から平成29年度を計画期間とする「特定健診等実施計画(第2期)」を策定するものである。

平成25年3月

I 特定健診等に関する基本的な事項

1 背景

国民医療費の動向については、高齢化の急速な進展と糖尿病等の生活習慣病の増加に伴い、死亡原因の約6割を、また国民医療費の約3分の1を生活習慣病が占めている。

生活習慣病の中でも、特に、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しており、また、その発症前の段階であるメタボリックシンドロームが強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、男女とも40歳以上で高く、男性では2人に1人、女性では5人に1人の割合に達している。

これらのことから、国においては、国民の生涯にわたって生活の質の維持・向上のためには、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要であり、喫緊の課題として位置付けている。

2 特定健診等の基本的な考え方

生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、更には重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らすことができ、この結果、中長期的には、市民の生活の質の向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものである。

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

3 特定健康診査・特定保健指導の定義

(1)特定健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条の規定により、医療保険者が、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目で行う健康診査をいう。

(2)特定保健指導

「高齢者の医療の確保に関する法律」第24条の規定により、医療保険者が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、動機付け支援・積極的支援をいう。

II 酒田市国民健康保険の現状と特徴

1 酒田市及び国民健康保険被保険者の現況

酒田市の平成 24 年 3 月 31 日現在の人口は、110,794 人であり、40 歳以上の人口は 70,948 人、65 歳以上のものは 32,192 人で、高齢化率は 29.1%、県平均(平成 22 年 10 月 1 日 27.6%)よりも高く、高齢化が進んでいる。

人口動態に基づく酒田市の平均寿命は、男 77.6 歳、女 85.6 歳(平成 17 年)であり、県平均(男 78.6 歳、女 85.7 歳)を下回っており、県内 13 市のなかでも男性は最下位となっている。これは、生活習慣病による死亡率の高さが、一つの要因と考えられている。

平成 22 年の死因についてみると、がんによる死亡が 423 人で、年間総死亡者数 1,372 人の 30.8% を占め、つづいて、心疾患によるものが、246 人で 17.9%、脳血管疾患によるものが 176 人で 12.8% となっており、心疾患と脳血管疾患を合わせた、いわゆる循環器系疾患による死亡者は、がんによる死亡者数と同数の状況にあり、その対策が重要な課題となっている。

死亡率(人口 10 万対)により、県平均値と比較してみても、がん死亡では、県 335.9 に対し、酒田市 382.1、心疾患では県 190.5 に対し市 222.2、脳血管疾患では県 150.4 に対し、市 159.0 で、がん、心疾患による死亡率が、他に比して非常に高くなっていることがわかる。

酒田市の国保被保険者数は、29,927 人(平成 24 年 3 月 31 日現在)であり、人口の 27.0% を占めており、おおよそ 3.7 人に 1 人が国保に加入している状況である。

国民健康保険各種統計によれば、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、腎不全などのメタボリックシンドロームに関わる疾病の受療件数の割合は、全体の約 26% を占めており、中でも高血圧にかかる受療割合(13.8% / 全体)が大きくなっている。

また、医療費割合からみても、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患、腎不全の生活習慣病(がんを除く)にかかるものは、全体医療費の 26.2% におよび、高血圧性疾患にかかる医療費がその約 3 分の 1 を占めているという状況である。

したがって、市民の死亡率の低下と、健康寿命の延伸、医療費の増加に歯止めをかけるためには、生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームの予防に努めることが重要な対策と考えられることから、酒田市の現状に合わせた効果的な特定健康診査・特定保健指導を行っていくことが必要となる。

2 酒田市国民健康保険における特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(1) 特定健康診査実施率

(単位: %)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標値	50.0	55.0	60.0	62.0	65.0
実績値(法定報告値)	43.9	44.9	45.2	45.4	

実績合計

(単位:人、%)

年度区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
被保険者数	男	11,810	11,792	11,740	11,782	
	女	12,921	12,702	12,510	12,462	
	計	24,731	24,494	24,250	24,244	
特定健診対象者	男	10,727	10,451	10,228	10,084	
	女	1,1878	11,642	11,345	11,070	
	計	22,605	22,093	21,573	21,154	
実施人数	男	4,128	4,207	4,197	4,203	
	女	5,786	5,722	5,563	5,396	
	計	9,914	9,929	9,760	9,599	
実施率		43.9%	44.9%	45.2%	45.4%	

※被保険者数は第1期計画における推計値

平成23年度に酒田市が実施した特定健康診査の受診者数は、9,599人で、健診対象者21,154人に対して、健診実施率は、45.4%となっている。

したがって、目標実施率を達成するためには、国保被保険者の約半数の健診未受診者への受診勧奨や啓発とともに、効率的な特定健康診査の実施体制を整備することが必要となる。

(2) 特定保健指導実施率

(単位:%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
目標値	35.0	37.0	40.0	43.0	45.0
実績値(法定報告値)	47.8	66.2	59.3	43.5	

実績合計

(単位:人、%)

年度区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
情報提供レベル		8,156	8,625	8,485	8,448		
特定保健指導対象者	積極的支援レベル	男	416	360	353	285	
		女	182	76	91	76	
		計	598	436	444	361	
	動機づけ支援レベル	男	625	483	473	449	
		女	535	385	358	342	
		計	1,160	868	831	791	
	計	男	1,041	843	826	734	
		女	717	461	449	418	
		計	1,758	1,304	1,275	1,152	

特定保健指導実施者	積極的支援レベル	男	160	185	149	61	
		女	78	46	45	14	
		計	238	231	194	75	
	動機づけ支援レベル	男	318	341	322	248	
		女	284	291	240	178	
		計	602	632	562	426	
	計	男	478	526	471	309	
		女	362	337	285	192	
		計	840	863	756	501	
特定保健指導実施人数終了率	積極的支援レベル	男	38.5%	51.4%	42.2%	21.4%	
		女	42.9%	60.5%	49.5%	18.4%	
		計	39.8%	53.0%	43.7%	20.8%	
	動機づけ支援レベル	男	50.9%	70.6%	68.1%	55.2%	
		女	53.1%	75.6%	67.0%	52.0%	
		計	51.9%	72.8%	67.6%	53.9%	
	計	男	45.9%	62.4%	57.0%	42.1%	
		女	50.5%	73.1%	63.5%	45.9%	
		計	47.8%	66.2%	59.3%	43.5%	

平成 23 年度の特定保健指導終了者は 501 人で、特定保健指導対象者 1,152 人に対して、指導実施率は 43.5%となっている。

3 酒田市国民健康保険におけるメタボリックシンドロームの状況

厚生労働省平成 22 年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(確報値)によると、40 歳から 74 歳の市町村国保の健診受診者(法定報告評価対象者)約 718 万人に対して、メタボリックシンドローム該当者(以下「該当者」という)は約 115 万人(16.1%)、メタボリックシンドローム予備群該当者(以下「予備群該当者」という)は、約 79 万人(11.0%)、合わせて約 194 万人(27.1%)である。

本市においては、平成 23 年度の該当者 1,231 人(12.8%)、予備群該当者 741 人(7.7%)であった。平成 20 年度の該当者 1,777 人(17.9%)、予備群該当者 1,116 人(11.3%)と比べると、該当者、予備群該当者とも率が減少している。また、平成 23 年度の特定健康診査の結果状況等をみると、受診者数 9,599 人中、血糖所見があるもの 6,958 人(72.5%)、脂質所見のもの 1,889 人(19.7%)、血圧所見のもの 4,458 人(46.4%)となっている。血糖所見が 72.5%と県平均 61.0%に比べ非常に高い割合を示しているため、特定保健指導においては、特に糖尿病予防への取り組みが今後も必要となる。

また、国の基本指針では、特定健康診査等の実施の成果に係る目標として、平成 29 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%以上とすることとしている。

しかし、特定健康診査等の実施率が高い保険者においても、特定健康診査等の取組みへの努力が必ずしも減少率に反映されていない場合が見受けられ、個々の保険者の目標とはしないものとしていることから、本市でも目標としての設定はしないこととする。

ただし、該当者及び予備群該当者の構成割合や減少率を基に、特定健康診査等の効果の検証や効率的な対策の検討を行うことは重要であることから、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率の把握が必要となる。

Ⅲ 達成しようとする目標(法第19条第2項第2号)(基本指針第3の1)

1 特定健康診査・特定保健指導の実施に係る目標

(単位:%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査	46	49	52	56	60
特定保健指導	46	49	52	56	60

Ⅳ 特定健康診査等の対象者数(法第19条第2項第1号)(基本指針第3の2)

1 特定健康診査の対象者数

(1)国保加入者数の推計

(単位:人)

年度区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者数	男	14,630	14,494	14,358	14,222	14,087
	女	15,230	15,113	14,996	14,879	14,763
	計	29,860	29,607	29,354	29,101	28,850

(2)実施対象者数、実施目標人数

40歳～64歳

(単位:人)

年度区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者数	男	5,977	5,806	5,635	5,464	5,293
	女	6,038	5,856	5,674	5,492	5,310
	計	12,015	11,662	11,309	10,956	10,603

特定健診対象者数①	男	5,852	5,687	5,517	5,348	5,178
	女	5,971	5,786	5,605	5,424	5,243
	計	11,823	11,473	11,122	10,772	10,421
目標受診率(A)		46%	49%	52%	56%	60%
実施目標人数 ①×A	男	2,692	2,787	2,869	2,995	3,107
	女	2,747	2,835	2,915	3,037	3,146
	計	5,439	5,622	5,784	6,032	6,253

65－74 歳

(単位:人)

年度区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者数	男	5,098	5,239	5,380	5,521	5,661
	女	5,968	6,127	6,286	6,445	6,602
	計	11,066	11,366	11,666	11,966	12,263
特定健診対象者数①	男	4,605	4,735	4,870	5,004	5,137
	女	5,357	5,514	5,666	5,819	5,969
	計	9,962	10,249	10,536	10,823	11,106
目標受診率(A)		46%	49%	52%	56%	60%
実施目標人数 ①×A	男	2,118	2,320	2,532	2,802	3,082
	女	2,464	2,702	2,946	3,259	3,581
	計	4,582	5,022	5,478	6,061	6,663

40 歳－74 歳

(単位:人)

年度区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
被保険者数	男	11,075	11,045	11,015	10,985	10,954
	女	12,006	11,983	11,960	11,937	11,912
	計	23,081	23,028	22,975	22,922	22,866
特定健診対象者数①	男	10,457	10,422	10,387	10,352	10,315
	女	11,328	11,300	11,271	11,243	11,212
	計	21,785	21,722	21,658	21,595	21,527
目標受診率(A)		46%	49%	52%	56%	60%
実施目標人数 ①×A	男	4,810	5,107	5,401	5,797	6,189
	女	5,211	5,537	5,861	6,296	6,727
	計	10,021	10,644	11,262	12,093	12,916

○被保険者推計

被保者数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の被保険者の実数を基に、総合計画の酒田市人口推計における、平成 24 年度から平成 29 年度の年齢構成別増減率を算出し推計した。

○特定健診対象者数

以下のものを除いた数とする。

除外対象

- ①事業主健診：計画値では算定しない
- ②資格異動：年度途中の資格異動者(後期高齢者医療制度移行者含む)は、第 1 期の実績等から計画値で算定する
- ③個人健診：計画値では算定しない
- ④除外規定

特定健康診査の実施の対象外となる者を次の 1～4 に該当する者とするもの。

- 1 妊産婦：計画の算定に影響する 40 歳以上の妊産婦は少数であり、予想人数の算定ができないため、計画値では算定しない
- 2 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
：計画値では算定しない
- 3 病院又は診療所に 6 か月以上継続して入院している者
：第 1 期の実績等から計画値で算定する。
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 55 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する施設に入所又は入居している者
：第 1 期の実績等から計画値で算定する。

2 特定保健指導の対象者数

(1)特定保健指導対象者数及び実施目標人数

40 歳－64 歳

(単位：人、%)

年度区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
健診実施目標人数		男	2,692	2,787	2,869	2,995	3,107
		女	2,747	2,835	2,915	3,037	3,146
		計	5,439	5,622	5,784	6,032	6,253
特定保健指導対象者	積極的支援レベル	男 19.4%	522	541	557	581	603
		女 4.3%	118	122	125	131	135
		計	640	663	682	712	738

特定保健指導対象者	動機づけ支援レベル	男 7.0%	188	195	201	210	217
		女 6.4%	176	181	187	194	201
		計	364	376	388	404	418
	計	男	710	736	758	791	820
		女	294	303	312	325	336
		計	1,004	1,039	1,070	1,116	1,156
目標実施率			46%	49%	52%	56%	60%
特定保健指導実施目標人数	積極的支援レベル	男	240	265	290	325	362
		女	54	60	65	73	81
		計	294	325	355	398	443
	動機づけ支援レベル	男	86	96	105	118	130
		女	81	89	97	109	121
		計	167	185	202	227	251
	計	男	326	361	395	443	492
		女	135	149	162	182	202
		計	461	510	557	625	694

65歳－74歳

(単位:人、%)

年度区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
健診実施目標人数	男	2,118	2,320	2,532	2,802	3,082	
	女	2,464	2,702	2,946	3,259	3,581	
	計	4,582	5,022	5,478	6,061	6,663	
特定保健指導対象者	積極的支援レベル						
	動機づけ支援レベル	男 16.1%	341	374	408	451	496
		女 7.9%	195	213	233	257	283
		計	536	587	641	708	779
	計	男	341	374	408	451	496
		女	195	213	233	257	283
計		536	587	641	708	779	
目標実施率			46%	49%	52%	56%	60%

実施目標人数	特定保健指導	積極的支援レベル						
		動機づけ支援レベル	男	157	183	212	253	298
			女	90	104	121	144	170
	計		247	287	333	397	468	
	計	男	157	183	212	253	298	
		女	90	104	121	144	170	
計		247	287	333	397	468		

合計

(単位:人、%)

年度区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
健診実施目標人数	男	4,810	5,107	5,401	5,797	6,189	
	女	5,211	5,537	5,861	6,296	6,727	
	計	10,021	10,644	11,262	12,093	12,916	
特定保健指導対象者	積極的支援レベル	男	522	541	557	581	603
		女	118	122	125	131	135
		計	640	663	682	712	738
	動機づけ支援レベル	男	529	569	609	661	713
		女	371	394	420	451	484
		計	900	963	1,029	1,112	1,197
	計	男	1,051	1,110	1,166	1,242	1,316
		女	489	516	545	582	619
		計	1,540	1,626	1,711	1,824	1,935
目標実施率		46%	49%	52%	56%	60%	
実施目標人数	積極的支援レベル	男	240	265	290	325	362
		女	54	60	65	73	81
		計	294	325	355	398	443
	動機づけ支援レベル	男	243	279	317	371	428
		女	171	193	218	253	291
		計	414	472	535	624	719
	計	男	483	544	607	696	790
		女	225	253	283	326	372
		計	708	797	890	1,022	1,162

※対象率は、第1期の実績の平均値を用いた。

V 特定健康診査等の実施方法(法第19条第2項第1号)(基本指針第3の3)

1 特定健康診査

(1)実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間

① 実施場所

(公財)やまがた健康推進機構庄内検診センター、
(医)健友会本間病院、(医)山形愛心会庄内余目病院、
委託医療機関(酒田地区医師会加盟)

② 実施項目

ア 健診対象者の全員が受ける基本的な健診

質問項目、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))、理学的検査(身体観察)、
血圧測定、血液科学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、肝機能検査
(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))、血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c
検査)、尿検査(尿糖、尿蛋白)

イ 医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診

心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球数、血色素数[ヘモグロビン値]、ヘマトクリット
値)のうち、一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択。

※一定の基準

(1) 心電図検査

○前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目
について、以下の基準に該当した者

(2) 眼底検査

○前年の健診結果等において、①血圧、②脂質、③血糖、④肥満の全ての項目
について、以下の基準に該当した者

(3) 貧血検査

○貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

①血糖 a 空腹時血糖 100mg/dl 以上 又は

b HbA1c の場合 5.6% 以上

②脂質 a 中性脂肪 150mg/dl 以上 又は

b HDL コレステロール 40mg/dl 未満

③血圧 a 収縮期 130mmHg 以上 又は

b 拡張期 85mmHg 以上

④肥満 a 腹囲 M \geq 85cm、F \geq 90cm 又は

b BMI \geq 25

※実施項目は、必要があれば適宜見直しを行うものである。

③ 実施時期(期間)

4月から2月

(2)外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、健診委託単価、自己負担額

①外部委託について

特定健康診査の実施可能な医療機関に対して委託するものとする。

具体的な基準は「別紙1 特定健診 外部委託に当たっての具体的な基準」によるものとする。

②委託契約の方法

上記「特定健診 外部委託に当たっての具体的な基準」の要件を満たす医療機関等との随意契約とする。

③健診委託単価

ア 健診対象者の全員が受ける基本的な検診

項 目	単 価(円)		
	集団検診	人間ドック	個別健診
質問項目、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))、理学的検査(身体観察)、血圧測定、血液科学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)、肝機能検査(AST(GOT)ALT(GPT)γ-GT(γ-GTP))、血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c検査)、尿検査(尿糖、尿蛋白)	4,588	4,880	7,630

イ 医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な検診

項 目	単 価(円)		
	集団検診	人間ドック	個別検診
心電図検査	1,260	1,260	1,260
眼底検査	514	510	720
貧血検査(赤血球数、血色素数[ヘモグロビン値]、ヘマトクリット値)	1,281	1,280	230

④自己負担額

(単位:円)

	必須のみ受診者	詳細な健診受診者
集団健診	800	1,200
人間ドック	800	1,200
個別健診	1,200	1,800

※委託料単価及び自己負担額は、平成24年度適用単価であり、必要があれば適宜見直しを行うものである。

(3)周知や案内の方法

特定健診、特定保健指導の周知を図るため、前年度の1月中に全市民に対し、健診の案内及び健診申込書を送付し、2月中旬まで健診申込書を提出してもらう。

健診申込書に基づき決定通知書の送付を行う。

(4)事業主健診等他の健診受診者の健診データをデータ保有者から受領する方法

国保被保険者が就労している事業者等において、厚生労働省令で定める労働安全衛生法その他法令に基づき特定健診を受診した場合、健診機関、事業主との間に覚書を締結することにより、国保の健診データの保存機関である山形県国保連合会に直接データを送付するものとする。

送付方法は、オンライン、磁気媒体あるいは光ディスクによるものとする。

(5)実施に関する毎年度の年間スケジュール

4月	健診対象者の抽出 受診券番号の発行 国保連合会に受診券番号発行情報の登録	
5月	(特定健診の開始)	
6月	健診データ受取 費用決済	保健指導対象者の抽出 利用券番号の発行 代行機関に利用券発行番号情報の登録 (特定保健指導の開始)
7月		
8月		健診データ受取 費用決済
9月	(特定健診・特定保健指導の実施)	
10月		
11月		
12月		
1月		
2月	(特定健診の終了)	
3月	健診データの受取 費用決済(最終)	(特定保健指導の利用受付終了) ※特定保健指導は翌年度の8月まで実施

2 特定保健指導

(1)実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間

①実施場所及び対象者

- ア (公財)やまがた健康推進機構庄内検診センター
 - ・人間ドック受診者
- イ (医)健友会本間病院
 - ・人間ドック受診者
- ウ (医)山形愛心会庄内余目病院
 - ・人間ドック受診者
- エ 酒田市民健康センター、市内コミュニティセンター
 - ・集団健診受診者
 - ・ア、イ、ウ以外の特定健診受診者

②実施項目

情報提供、動機づけ支援、積極的支援

ア「情報提供」

○目的

対象者が健診結果から、自らの身体状況を認識するとともに、生活習慣を見直すきっかけとする。

○対象者

健診受診者全員を対象とする。

○支援頻度・期間

年1回、健診結果と同時に実施する。

○支援内容

全員に画一的な情報を提供するのではなく、健診結果や健診時の質問票から対象者個人に合わせた情報を提供する必要がある。

イ「動機づけ支援」

○目的

対象者への個別支援又はグループ支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てることができるとともに、保健指導終了後、対象者がすぐに実践(行動)に移り、その生活が継続できることをめざす。

○対象者

健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要と判断された者で、生活習慣を変えるに当たって、意思決定の支援が必要な者を対象とする。

○支援期間・頻度

原則1回の支援とする。

○内容

対象者本人が、自分の生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とする。

詳細な質問票において対象者の生活習慣や行動変容のステージ(準備状態)を把握し、対象者の生活習慣改善を動機づけるために次に示す支援を行う。

- ・面接による支援
- ・6か月後の評価

ウ「積極的支援」

○目的

「動機付け支援」に加えて、定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定し、目標達成に向けた実践(行動)に取り組みながら、支援プログラム終了後には、その生活が継続できることをめざす。

○対象者

健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要な者で、そのために専門職による継続的できめ細やかな支援が必要な者。

○支援期間・頻度

3か月以上継続的に支援する。

○内容

詳細な質問票において対象者の生活習慣や行動変容のステージ(準備状態)を把握し、健診結果やその経年変化等から、対象者自らが自分の身体に起こっている変化への理解を促すとともに、対象者の健康に関する考えを受け止め、対象者が考える将来の生活像を明確にする。その上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるように支援する。具体的に達成可能な行動目標は何か(対象者にできること)優先順位をつけながら一緒に考え、対象者自身が選択できるように支援する。

支援者は対象者の行動目標を達成するために必要な支援計画をたて、行動が継続できるように定期的・継続的に介入する。

積極的支援期間を終了するときには、対象者が改善した行動を継続するように意識づけを行う必要がある。

- ・3か月以上の継続的な支援
- ・6か月後の評価

③実施時期

特定健康診査の結果を受けて通年実施

(2)外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、代行機関の利用

①外部委託について

特定保健指導の実施可能な医療機関等に対して委託するものとする。

具体的な基準は「別紙2 特定保健指導 外部委託に当たっての具体的な基準」によるものとする。

②委託契約の方法

実施可能な医療機関等に対して随意契約とする

③特定保健指導委託単価

動機づけ支援 8,400 円

積極的支援 23,205 円

④自己負担額

無料

※委託料単価及び自己負担額は、平成 24 年度適用単価であり、必要があれば適宜見直しを行うものである。

(3)周知や案内の方法

特定健診を受診した被保険者で、特定保健指導の必要な者に対し、案内を送付する。

(4)特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法

保健指導対象者の選定と階層化は以下の方法で抽出する。

ステップ1(基本リスク)

腹囲とBMIで内臓脂肪蓄積のリスクを判定する

対象者① 腹囲が男性 85cm 以上、女性 90cm 以上の者

対象者② 上記以下の場合でもBMIが 25 以上の者

ステップ2(追加リスク)

健診結果、質問票より追加リスクをカウントする

①血糖

a 空腹時血糖 100mg/dl 以上 又は

b HbA1cの場合 5.6% 以上 又は

c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

②脂質

a 中性脂肪 150mg/dl 以上 又は

b HDL コレステロール 40mg/dl 未満 又は

c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

③血圧

a 収縮期 130mmHg 以上 又は

b 拡張期 85mmHg 以上 又は

c 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

④質問票喫煙歴あり

(①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

ステップ3(グループ分け)

ステップ1の区分により、ステップ2のリスク数で保健指導対象者をグループ分けする。

・ステップ1で①に該当の場合

追加リスク数2つ以上	積極的支援レベル
追加リスク数1	動機づけ支援レベル
追加リスク数0	情報提供レベル

・ステップ1で②に該当の場合

追加リスク数3つ以上	積極的支援レベル
追加リスク数1又は2つ以上	動機づけ支援レベル
追加リスク数0	情報提供レベル

ステップ4

○服薬中(糖尿病・高血圧症・高脂血症の治療薬等)のものについては、特定保健指導の対象としない。

○前期高齢者(65歳以上75歳未満)については、積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とする。

保健指導対象者の選定と階層化の方法

ステップ1(基本リスク)
腹囲とBMIで内臓脂肪蓄積のリスクを判定

ステップ2(追加リスク)
健診結果、質問票よりリスク数をカウント

ステップ3(レベル分け)
ステップ1の区分により、ステップ2のリスク数で保健指導対象者をグループ分け



(5)要保健指導者の優先順位・支援方法

- 年齢が比較的若い対象者(生活習慣の改善により予防効果が大きく期待される)
- 保健指導判定値にある者(受診勧奨判定値にある者は医療機関受診を勧める)
- 質問項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い対象者
- 健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機づけ支援レベル、動機づけ支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果が前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になった対象者
- 前年度、積極的支援及び動機づけ支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった対象者

VI 個人情報の保護(法第19条第2項第3号)(基本指針第3の4)

特定健診や特定保健指導の取扱いについては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人情報を取り扱うものとし、役員・職員の義務(データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督)について周知を図る。

また、特定健診・特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理する。

守秘義務については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第120条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第30条及び同法167条の規定に基づき個人情報の漏洩防止の徹底を図る。

データの保管については、山形県国民健康保険連合会において県内の市町村国民健康保険の共同事務として山形県国民健康保険連合会のハードディスクに保管される。

特定保健指導の計画策定に必要な健診データの提供については、健康課に設置される「健康管理システム」に受けることから、市の個人情報保護条例に則り、担当課において特定健診等に関する個人情報保護管理者を設置し、担当課の長をもってこれに充てる。また、データの閲覧、操作については、パスワードによるセキュリティを施すものとし、磁気媒体、光ディスク等によるデータの取り出しは禁止する。

VII 特定健康診査等実施計画の公表・周知(法第19条第3項)(基本指針第3の5)

計画及び特定健診等を実施する主旨の普及啓発については、市のホームページ及び広報紙等に掲載することにより周知の徹底を図るものとする。

VIII 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

(法第19条第2項第3号)(基本指針第3の6)

1 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方

平成 27 年度において、特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率についての中間評価を行い、被保険者等の状況変化を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

IX その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

(法第19条第2項第3号)(基本指針第3の7)

必要と認める事項が生じた場合は、別に定める。